

(第 38 回原子力科学技術委員会 (令和 7 年 7 月 1 日) 資料)

科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会 原子力科学技術委員会に置く作業部会について

令 和 7 年 7 月 1 日
科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会
原子力科学技術委員会決定

科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会運営規則
第 2 条第 1 項に基づき、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会に以下の作業部会を設置する。

名 称	調 査 検 討 事 項
原子力研究開発・基盤・人材 作業部会	原子力分野における研究開発、基盤、人材育成に関する課題や在り方等について一体的・総合的に調査検討を行う。
原子力バックエンド 作業部会	廃止措置に移行する原子力施設が増加する中で、研究機関等が保有する原子力施設の廃止措置等について、安全を確保しつつ、廃止措置や放射性廃棄物の処理・処分等を着実に行うための方策について調査検討を行う。
核不拡散・核セキュリティ 作業部会	核セキュリティ体制強化に向けた世界的な流れが加速していく中で、我が国における核不拡散・核セキュリティ体制強化に必要な研究開発課題や人材育成手法その他諸課題について調査検討を行う。

科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会
原子力科学技術委員会 核不拡散・核セキュリティ作業部会の概要

1 設置目的

我が国においては、これまで蓄積してきた経験や高度な研究開発・人材育成を通じて、国際的な核不拡散・核セキュリティ強化に貢献すべくに関連の施策を講じてきた。

近年、核不拡散や核セキュリティ体制強化に向けた世界的な流れが加速している中で、核不拡散・核セキュリティ体制を強化する上で必要な我が国の政策について、研究開発や人材育成の側面から引き続き検討を行う必要がある。

このため、我が国における核不拡散・核セキュリティ体制強化に必要な研究開発の方向性や人材育成の方向性、その他諸課題について調査検討を行う。

2 主な検討事項

- (1) 核不拡散・核セキュリティ体制強化に必要な研究開発の方向性について
- (2) 核不拡散・核セキュリティ体制強化に必要な人材育成の方向性について
- (3) その他、核不拡散・核セキュリティに関する諸課題について

3 委員会の成立条件

(科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会運営規則第 3 条)

作業部会は、当該作業部会に属する委員等の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

第 13 期 科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会
原子力科学技術委員会 核不拡散・核セキュリティ作業部会 委員名簿

主　　査	出町　　和之	東京大学大学院工学系研究科　准教授
主査代理	井上　　福子	同志社大学大学院ビジネス研究科　教授
	浅沼　　徳子	東海大学工学部原子力工学科　准教授
	上田　　欽一	一般社団法人日本原子力産業協会　企画部課長
	大塚　　康介	電気事業連合会　原子力部長
	小澤　　隆	一般社団法人日本電機工業会　原子力部長
	葛西　　賀子	フリージャーナリスト
	黒崎　　健	京都大学複合原子力科学研究所　教授
	相楽　　洋	東京科学大学　総合研究院 ゼロカーボンエネルギー研究所　教授
	高橋　　信	東北大学大学院工学研究科　教授
	布目　　礼子	公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター 企画部　調査役

(令和 7 年 7 月現在)

(第 38 回原子力科学技術委員会 (令和 7 年 7 月 1 日) 資料)

科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会 第 13 期原子力科学技術委員会運営規則

令和 7 年 7 月 1 日
科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会
原子力科学技術委員会決定

(趣旨)

第 1 条 科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会
(以下「委員会」という。) の議事の手続その他の委員会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令(平成 12 年 6 月 7 日政令第 279 号)、科学技術・学術審議会運営規則(令和 7 年 3 月 27 日科学技術・学術審議会一部改正)及び科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会運営規則(平成 31 年 4 月 17 日科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会一部改正)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(作業部会)

第 2 条 委員会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員(以下「委員等」という。)は、委員会の主査が指名する。
- 3 作業部会に作業部会の主査を置き、当該作業部会に属する委員等のうちから委員会の主査の指名する者が、これに当たる。
- 4 作業部会の主査は、当該作業部会の事務を掌理する。
- 5 作業部会の会議は、作業部会の主査が招集する。
- 6 作業部会の主査は、作業部会の会議の議長となり、議事を整理する。
- 7 作業部会の主査に事故があるときは、当該作業部会に属する委員等のうちから作業部会の主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 8 作業部会の主査は、作業部会における調査の経過及び結果を委員会に報告するものとする。

(議事)

第 3 条 委員会及び作業部会(以下「委員会等」という。)は、当該委員会等

に属する議事に関係のある委員等の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 委員会等の主査が必要と認めるときは、当該委員会等に属する委員等は、委員会の主査が定める指針に従い、情報通信機器等を利用して会議に出席することができる。
- 3 前項の規定により情報通信機器等を利用した出席は、第一項に規定する出席に含めるものとする。

(書面による審議)

第4条 委員会等の主査は、やむを得ない理由により会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員等に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い合わせ、その結果をもって委員会等の議決とすることができる。

(会議の公開)

第5条 委員会等の会議及び会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

- 一 委員会等の主査の職務を代理する者の指名その他人事に係る案件
- 二 行政処分に係る案件
- 三 前二号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、又は審議の円滑な実施に影響が生じるものとして、委員会等において非公開とすることが適当であると認める案件

(議事録)

第6条 委員会の主査又は作業部会の主査は、委員会等の会議の議事録を作成し、所属の委員等に諮った上で、これを公表するものとする。

- 2 委員会等が、前条の各号に掲げる事項について調査審議を行った場合は、委員会の主査又は作業部会の主査が委員会等所属の委員等に諮った上で当該部分の議事録を非公表とすることができます。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会等の議事の手続その他委員会等の運営に関し必要な事項は、委員会等の主査が当該委員会等に諮って定める。

**科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会
第13期原子力科学技術委員会運営規則
第3条第2項に基づき主査が定める指針**

令和7年7月1日

科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会
原子力科学技術委員会主査決定

科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会運営規則（令和7年7月1日科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会第13期原子力科学技術委員会決定。以下「運営規則」という。）第3条第2項に基づき主査が定める指針を次のように定める。

- 一 情報通信技術等を利用して会議に出席するときは、遠隔会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用しなければならない。
- 二 遠隔会議システムの利用において、映像及び音声がいずれも送受信できなくなった場合にあっては、当該遠隔会議システムを利用する委員等は、音声が送受信できなくなっていた間、退席したものとみなす。
- 三 遠隔会議システムによる出席は、可能な限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。なお、運営規則第5条に定めるところにより会議が非公開で行われる場合は、委員等以外の者に視聴させてはならない。